

お知らせ

農地利用状況調査にご協力ください

農業委員会では、農地法第30条の規定により、農地の農業上の利用の増進を図るため、農地利用状況調査を実施します。農地所有者、耕作者等の方は、調査にご協力ください。

◆対象 市内の全ての農地

◆期間 5月～7月

◆調査方法 担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員および農業委員会事務局職員が、実際に農地の現況を調査します。

※この調査の結果を受けて、農地の農業上の利用の増進を図るための相談支援や指導等を行います。

☎ 農地委員会事務局（6階）
 (20) 15330 FAX (20) 1604

交通事故などで保険証を使用する場合は届け出を

交通事故など、第三者の行為によりけがをして医療機関等を受診する場合、必ずその医療機関等へ負傷原因を伝えてください。

治療について国民健康保険

証を使用することは可能ですが、その際は必ず市へご連絡いただき、その後「第三者の行為による傷病届（「交通事故証明書」の添付が必要）」等の届け出をお願いします。

第三者行為によるけがの医療費は、本来加害者が負担するものです。一時的に医療費の一部を市が立て替えますが、市が負担すべきでない医療費はその届け出により加害者や損害保険会社に過失割合に応じた額を請求します。

＜負傷原因調査にご協力を＞
 市では、適正な保険給付のため、診療報酬明細書等をもとに負傷原因調査を行っています。この調査は、負傷により国民健康保険証を使用して医療機関等で治療を受けた場合、その負傷の原因が第三者の行為によるものかを確認するためのものです。

負傷原因が第三者行為に該当していた場合、別途届け出が必要になります。

国保財政の適正な運用のため、皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

☎ 国保年金課（2階）
 (20) 1503 FAX (20) 1600

経営所得安定対策の申請を受け付けています

販売目的で米などを生産（耕作）する販売農家・集落営農を対象に、国による交付金制度を実施しています。

◆水田活用の直接支払交付金

・対象者
 水田で飼料用米などの戦略作物を、販売目的で生産する販売農家・集落営農

・単価
 対象作物により異なります。

（例）10a当たり
 加工用米 2万円
 WCS用稲 8万円
 飼料用米・米粉用米
 収量に応じ5万5千円～10万5千円

◆ゲタ対策（畑作物の直接支払交付金）

・対象者
 麦、大豆などを販売目的で生産する認定農業者・集落営農・認定新規就農者

・単価
 支払方法・対象作物・品質区分により異なります。

◆ナラシ対策（米・畑作物の収入減少影響緩和対策）

・対象者
 認定農業者・集落営農・認定

定新規就農者

・対象品目

米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしよ

・補てん額

当年産の販売収入の合計が標準的収入を下回った場合に、差額の9割を、農業者の積立金と国の交付金で補てんします。

◆申請方法

交付申請書を6月30日⑮までに提出してください。

※昨年度申請した方も、今年度分の申請が必要です。

※内容により、別途、販売契約等の手続きが必要です。

【申請・問合せ】

農政課（6階）
 ☎ (20) 1526 FAX (20) 1604

令和3年経済センサス・活動調査を6月1日に実施します

経済センサス・活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で把握し、事業所・企業の経済活動を全国のおよび地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としてい

ます。

調査票は、都道府県知事が任命した調査員がお伺いして直接配布するか、国が郵送します。

※調査員は、必ず「調査員証」

または「従事者用腕章」を身に付けています。

☎ 企画画政策課（4階）
 (20) 1516 FAX (20) 1603

自動車税（種別割）は納期限までに納めましょう

自動車税（種別割）の納期限は5月31日⑯です。4月30日に自動車税事務所から納税通知書が送付されましたので、納期限までに納めましょう。

また、今年度から県税では、Pay Pay が利用可能となりました。いつでもスマートフォンからご自宅等で納付ができます。

なお、クレジットカード納付やPay easy（ペイジー）納付、コンビニエンスストア、金融機関等での納付も引き続きご利用できます。詳しくは、納税通知書に同封のしおりをご覧ください。

☎ 岡茂原県税事務所
 (22) 1721